泉佐野市社会福祉協議会行動計画

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和５年　３月　１日～　令和７年　３月　３１日まで

２．当会の課題

継続勤務年数が男女ともに短い

３．内容

目標１：男女ともに平均勤続年数を１０年以上とします

＜対策＞

●令和５年３月～　妊娠中、産前・産後休業や育児休業からの復帰後の配慮や処遇に関する周知、また職員が相談できる窓口の設置を行います。

●令和５年３月～　男性の育児休業や看護休業等の両立支援制度利用を促進します。

目標２：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートします

＜対策＞

●令和５年３月～　全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除について周知します。

●令和５年３月～　育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定します。